

交通重大事故多発緊急対策

平成30年3月25日(日)~4月2日(月)までの間



本年1月から3月24日までの間に発生した12件の死亡事故のうち6件が車両と道路横断中の歩行者との事故で、うち5件は夜間に発生していることから、県警では4月2日までの間、交通重大事故の発生に歯止めをかけるため、広報・交通指導取締りを強化します。

交通事故抑止対策

- ★ 幹線道路を中心に、横断歩行者等妨害違反を始めとする交通指導取締り活動の強化
- ★ 夜間帯を中心に、パトカーによる警戒（レッド）走行及び駐留監視の実施
- ★ ドライバーへの横断歩行者に対する注意喚起広報の実施

【交通事故を起こさない・あわないために】



「3S」していますか？

See(シー) よく見る！

Stop(ストップ) 止まる！

Slow(スロー) 徐行する！

- 道路を横断する時は「横断歩道」を利用しましょう！
- 夜間、前照灯をこまめ切り替え歩行者を早めに発見しましょう！
- 「反射材」を身につけましょう！
- 「ヘルメット」を着用しましょう！
- 5分早めの出発！
5キロ減速走行！